

## 宮城県飲酒運転根絶に関する条例

私たちの生活は、「車社会」の進展とともに、利便性が向上し、経済的にも豊かさを増したが、一方で、被害者、加害者がともに大きな犠牲を払う悲惨な交通事故、中でも一人一人の取組によって防止できるはずの飲酒運転による交通事故は依然として後を絶たない状況にある。

このような中、平成十七年五月二十二日には、飲酒運転により、学校行事に参加中の高校生の尊い命が奪われる交通死傷事故が発生し、県民に大きな衝撃と深い悲しみをもたらした。

飲酒運転の根絶は、県民すべての願いである。

車を運転する者は、飲酒運転が引き起こす事故の重大性、一瞬にして人命を奪う車の危険性を十分に認識し、最大限の注意を払って安全運転を実践しなければならない。また、車を運転しない者も、家族や友人を加害者とさせないように、飲酒運転をさせない環境を地域社会とともにつくり上げる必要がある。

よって、私たちは、県、市町村、県民等が一体となり、「飲酒運転は犯罪」との意識のもと、「飲酒運転をしない・させない」という強い意志を持ち、飲酒運転の根絶に向けて取り組むことを決意し、この条例を制定する。

### (目的)

第一条 この条例は、飲酒運転を根絶するために必要な措置を講ずることにより、県、市町村及び県民等（県民、事業者等及び事業者団体をいう。以下同じ。）が一体となって飲酒運転の根絶のための活動を推進し、もって安全で平穏な県民生活の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 飲酒運転 アルコールの摂取量にかかわらず、酒気を帯びた者が自動車等を運転する行為をいう。

二 自動車等 道路交通法（昭和二十五年法律第百五号。以下「法」という。）第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。

三 事業者等 法人その他の団体及び個人で県内で事業等を行うものをいう。

四 事業者団体 事業者等としての共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者等で構成された法人その他の団体をいう。

#### （県の責務）

第三条 県は、飲酒運転の根絶に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の推進に当たっては市町村との連携に努めるとともに、市町村がその地域の实情に応じた飲酒運転の根絶に関する施策を実施するために必要な協力及び支援を行うよう努めるものとする。

3 県は、市町村及び県民等と連携して第一項の施策を推進するための体制を整備するものとする。

#### （県民の責務）

第四条 県民は、飲酒運転の根絶のためには、県民一人一人の自覚が重要であることを認識するとともに、その日常生活において、次に掲げる事項を実践しなければならない。

一 飲酒運転をしないこと。

二 飲酒運転をさせないこと。

三 酒気を帯びた者が運転する自動車等に同乗しないこと。

2 県民は、県及び市町村が実施する飲酒運転の根絶に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 県民は、飲酒運転をしている者又は飲酒運転をしている疑いのある者を発見した場合には、その旨を警察官に通報する等状況に応じた適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業者等及び事業者団体の責務）

第五条 事業者等及び事業者団体は、その事業の用に供する自動車等の運行に当たり、運転者が酒気を帯びていないことを確認する等飲酒運転を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者等及び事業者団体は、その従業員に対し、飲酒運転の根絶に関する教育、指導その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 事業者団体は、その団体を構成する事業者等に対し、飲酒運転の根絶に関する啓発その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 事業者等及び事業者団体は、県及び市町村が実施する飲酒運転の根絶に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（飲食店営業者等の責務）

第六条 飲食店営業者等（営業の形態にかかわらず、設備を設け酒類を提供して飲食させる営業を行う者及びその業務に従事する者をいう。以下同じ。）は、飲酒運転をすることとなるおそれがある者に対し、酒類を提供してはならない。

2 飲食店営業者等は、酒気を帯びた客が自動車等を運転することとなるおそれがあるときは、これを防止するために必要な措置を講じなければならない。

3 飲食店営業者等は、客の見やすい場所に飲酒運転の防止を呼びかける文書等を掲示する等飲酒運転を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（駐車場所有者等の責務）

第七条 駐車場（駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二条第一号に規定する路上駐車場及び同条第二号に規定する路外駐車場をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、駐車場の利用者の見やすい場所に飲酒運転の防止を呼びかける文書等を掲示する等飲酒運転を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（基本方針）

第八条 県は、第三条第一項の飲酒運転の根絶に関する総合的な施策を推進するための基本方針（以下「基本方針」という。）を策定するものとする。

2 基本方針には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 飲酒運転の根絶に関する知識の普及及び意識の高揚に関する事項

二 第十五条第一項に規定する飲酒運転根絶重点区域の指定及び同条第五項に規定する活動の実施に関する事項

三 その他飲酒運転の根絶に関して必要な事項

3 県は、基本方針を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

（飲酒運転の根絶に関する知識の普及等）

第九条 県は、飲酒運転の根絶に関する知識の普及及び県民等の意識の高揚を図るため、飲酒運転の根絶に関する教育の推進、広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

（飲酒運転の再発防止のための指導等）

第十条 県は、飲酒運転をした者に対し、飲酒運転の再発防止のための指導、教育その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、飲酒運転をした者の家族等からの相談に対して、飲酒運転の再発防止のための助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(情報提供)

第十一条 公安委員会は、飲酒運転の根絶のための市町村の施策及び事業者等又は事業者団体の活動を促進するため、市町村長及び事業者等又は事業者団体に対して、次の各号に掲げる情報(特定の個人が識別される情報を除く。)を提供することができる。

一 市町村長に対しては、法第百十七条の二第一号又は第百十七条の二の二第一号に該当した住民の一定区域ごとの数その他飲酒運転根絶のための施策の実施に必要な情報

二 事業者等に対しては、勤務時間中であるか否かにかかわらず法第百十七条の二第一号又は第百十七条の二の二第一号に該当した従業員の数

三 事業者団体に対しては、当該事業者団体を構成する事業者等の従業員であつて、勤務時間中であるか否かにかかわらず法第百十七条の二第一号又は第百十七条の二の二第一号に該当したものの総数

2 前項の規定による情報の提供における具体的な区域、時期及び方法については、公安委員会規則で定める。

(飲酒運転根絶の日等)

第十二条 県民等が飲酒運転の根絶について関心と理解を深めるとともに、飲酒運転の根絶に関する活動を促進するため、飲酒運転根絶の日及び飲酒運転根絶運動の日を設ける。

2 飲酒運転根絶の日は、五月二十二日とし、県、市町村及び県民等が一体となって、飲酒運転の根絶についての関心と理解を深める取組を行うものとする。

3 飲酒運転根絶運動の日は、毎月二十二日とし、県、市町村及び県民等が一体となって、飲酒運転の根絶のための取組を行うものとする。

（飲酒運転根絶活動推進委員等）

第十三条 公安委員会は、飲酒運転の根絶について県民等の関心と理解を深める活動を推進するため、飲酒運転根絶活動推進委員を委嘱することができる。

2 飲酒運転根絶活動推進委員は、公安委員会が定める区域ごとに、地域飲酒運転根絶活動推進委員協議会を組織するものとする。

（被害者等に対する相談支援体制の充実）

第十四条 県は、飲酒運転による交通事故の被害者、その家族等からの相談に適切に対応するため、相談支援体制の充実を図るものとする。

（飲酒運転根絶重点区域等）

第十五条 知事は、公安委員会と協議して、飲酒運転の発生状況に照らし、飲酒運転の根絶に重点的に取り組む必要があると認める区域を、飲酒運転根絶重点区域（以下「重点区域」という。）として指定することができる。

2 知事は、前項の規定により重点区域を指定しようとするときは、当該区域を管轄する市町村長の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第一項の規定により重点区域を指定したときは、公表するとともに、前項の市町村長に通知しなければならない。

- 4 前二項の規定は、重点区域の指定の変更又は指定の取消について準用する。
- 5 県は、重点区域において、当該区域を管轄する市町村及び県民等と連携を図りながら協力し、飲酒運転の根絶のための巡回、啓発活動その他飲酒運転の根絶のための効果的な活動を実施するものとする。

(表彰)

第十六条 知事は、飲酒運転の根絶に関して特に功績があると認められる県民等に対し、表彰を行うことができる。

(委任)

第十七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十年一月一日から施行する。

(情報提供に関する規定の適用)

- 2 第十一条第一項の規定（法第一百七十七条の二第一号又は第一百七十七条の二の二第一号に該当した者に係る情報の提供の部分に限る。）は、この条例の施行の日以後に法第一百七十七条の二第一号又は第一百七十七条の二の二第一号に該当した者に関する情報の提供から適用する。